

笠置町職員の懲戒処分の公表

平成 30 年 12 月 7 日

笠 置 町

一般職員の懲戒処分について

笠置町職員の懲戒処分等の指針第 5「懲戒事案の公表」に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 事案の概要

平成 30 年 8 月 2 日、住民税の還付金について現金処理をすべく支出していた還付金の所在が不明であることが発覚した。執務室等を探索したが発見できず、管理職による内部調査委員会を設置し、さらなる探索及び関係職員から事情聴取を実施したが、発見できなかったことから紛失したものと思われる。還付金については口座への振込を通常としているが、本事案については例外的に現金処理をしていた。また本件は担当者が退職しその残務処理の中で発覚した事案で、所管課では還付金の保管や業務の進捗について状況を把握しておらず、事務処理に関し担当者任せとなっていた。還付金については、11 月 7 日に処理が完了している。

本事案は、管理監督する立場である管理職が、所属職員の業務に関し、必要かつ適切な指導監督を怠り、公金に関する不適切な事務処理を看過、その結果、公金紛失という事案が発生したものである。よって次号のとおり処分を行う。

なお本事案については、11 月 8 日に町監査委員に損害賠償に関する監査を請求し、11 月 30 日、監査結果報告を受けた。

2. 被処分者及び処分内容

| 区分 | 被処分者 | 処分内容 | 処分日 |
|-------|-------|-------------------------|------------------|
| 管理監督職 | 課長級職員 | 減給 (給料月額の 1/10、1 ヶ月) | 平成 30 年 12 月 7 日 |

笠置町職員の懲戒処分等に関する指針第 4 第 1 項に該当。

なお、町長、副町長は管理監督責任を理由に平成 31 年 1 月の給料を減額する。

(町長 10/100、副町長 5/100 を減額。12 月議会に条例案提出)

また所管課等関係職員に対し訓告を実施した。

3. 再発防止に向けて

今回の事案は公金を取り扱う役場としてあってはならない事で、信頼を著しく失墜させることとなったことに、町民の皆さまはじめ、関係の方々に対し、謹んでお詫び申し上げます。

信頼回復に向け、公金を取り扱うという重要性を再認識し、今後、二度とこのようなことが起こらないよう管理体制の一層の強化に取り組むとともに、再発防止に向け業務の改善・意識改革を徹底し、職員の資質向上と組織を挙げて全力で信頼回復に努めます。